

49 福祉タクシー料金の助成

担当：福祉課

電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度心身障害者（児）が通院等にタクシーを利用する場合、料金の一部を助成する制度です。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳 1級から3級までの方
- (2) 療育手帳 A判定又はB判定の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1級又は2級の方

※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方（受ける予定の方）は、助成の対象となりません。

※福祉タクシー料金の助成を受けている方は、高齢者タクシー料金の助成（高齢介護課）の対象となりません。

2 申請先・問い合わせ先

碧南市役所 福祉課

3 交付枚数

1ヶ月当たり2枚。ただし、所持している手帳の障害に関係して週に1回以上通院している場合は1ヶ月あたり4枚、週に3回以上通院している場合は1ヶ月当たり8枚と割り増しして交付します。

4 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- (2) 通院報告書（所持している手帳の障害に関係し、週1回以上定期的に通院しており、割り増しして交付を希望する場合のみ必要。ただし、人工透析を受けている方は不要）

5 申請の流れ

- (1) 障害に関係して週に1回以上通院している場合で、割り増し交付を希望する場合は、主治医に「通院報告書」を記載してもらいます。
- (2) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所に申請してください。
- (3) 審査のうえ、交付が適当と認められた場合は、すぐに「福祉タクシー利用助成券」をお渡しします。

6 介護タクシー利用上の注意

- (1) 介護タクシーは、車いす又はストレッチャーでの移動が必要な方が対象となります。
- (2) 事前に予約が必要な場合があります。各タクシー業者にお問い合わせ下さい。

第7章 社会参加の促進

7 利用できるタクシー業者

(1) 三光陸運（株）	TEL 0566 - 41 - 0690	
(2) 名鉄知多タクシー（株）	TEL 0569 - 37 - 1112	
(3) 愛知みどり交通（株）	TEL 0566 - 41 - 2424	
(4) 刈谷交通（株）	TEL 0566 - 21 - 4503	
(5) (株) エクスプレス・サービス	TEL 0566 - 74 - 6677	
(6) 大興タクシー(株)	TEL 0566 - 21 - 3418	
(7) 名鉄タクシー	TEL 0570 - 010 - 252	
(8) ほほえみケア輸送	TEL 0566 - 41 - 6262	※介護タクシーのみ
(9) こうしん介護タクシー	TEL 0120 - 47 - 1148	※介護タクシーのみ
(10) アークケアタクシー	TEL 0563 - 57 - 3202	※介護タクシーのみ
(11) 介護福祉タクシーこうえい	TEL 0800 - 200 - 7400	※介護タクシーのみ
(12) ふくしタクシーたまるや	TEL 0566 - 42 - 9247	※介護タクシーのみ
(13) 介護福祉タクシーカルカル	TEL 080 - 9493 - 2991	※介護タクシーのみ
(14) リフト付介護タクシー福祉の足	TEL 0562 - 92 - 4886	※介護タクシーのみ
(15) ニコニコ介護タクシー	TEL 080 - 9732 - 2525	※介護タクシーのみ
(16) あらかわさん家の福祉タクシー	TEL 080 - 5253 - 0294	※介護タクシーのみ
(17) 介護タクシーみらい	TEL 0562 - 47 - 4165	※介護タクシーのみ
(18) 介護タクシー豊心～信～	TEL 070 - 8529 - 2479	※介護タクシーのみ
(19) ヘルパーステーション kakehashi	TEL 0563 - 65 - 0507	※介護タクシーのみ
(20) サボテン介護タクシー	TEL 070 - 4729 - 0207	※介護タクシーのみ
(21) テイクケア安城	TEL 0566 - 74 - 0521	※介護タクシーのみ
(22) 介護タクシーさくら	TEL 0120 - 396 - 015	※介護タクシーのみ

8 その他

- (1) 1回の乗車につき、利用券は2枚まで使うことができます。（ただし、おつりは出ません）
- (2) 必ず、手帳を携帯してください。
- (3) 福祉タクシー利用券を交付する際は、当該年度末までの分を一括して交付します。利用券は当該年度しか利用できません。翌年度以降も継続して利用を希望される場合は、再度申請をしてください。

50 福祉有償運送

担当：福祉課・高齢介護課

公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に有償で運送を行うサービスです。

1 対象者

移動制約者で次のいずれかに該当する方

- (1) 要介護認定2以上の方
- (2) 身体障害者手帳の視覚障害1級から4級まで、体幹機能障害1級から3級までの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (4) 療育手帳A判定の方

※上記以外でも要介護・要支援認定者や事業対象者、その他障害を有する方も状態によっては対象となる場合があります。

2 実施事業所

NPO法人大樹の会

西尾市矢曾根町下前田3番地1 電話0563-53-9597

3 申し込み先

上記事業所へ直接申し込みをして下さい。

4 その他

利用するにあたり、上記事業所の会員になることが必要です。

5 問い合わせ先

- (1) 要介護認定を受けている方は、碧南市役所 高齢介護課高齢福祉係
- (2) 障害手帳をお持ちの方は、碧南市役所 福祉課社会福祉係

5 1 手話通訳者・要約筆記者の派遣

担当：福祉課

病院を受診するとき等に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

1 派遣の対象

聴覚障害、音声言語機能障害、難病患者の方等が以下のような事項で手話通訳者・要約筆記者を必要とする場合

- (1) 公共交通機関等の相談手続に関する事項
- (2) 医療機関等の医療に関する事項
- (3) 公共職業安定所等の職業に関する事項
- (4) 学校等教育に関する事項
- (5) その他特に必要と認める事項

2 利用料

無料

3 申請に必要なもの

申請書（市役所福祉課の窓口でお渡しします。また、碧南市役所のホームページ内福祉課のページでもダウンロード可能です。）

https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/fukushi_kodomo/fukushi/syakaihukushi/15624.html



4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、利用したい日の7日前までに市役所へ申請してください。
- (2) 審査のうえ、派遣が適当と認められた場合は、派遣する手話通訳者・要約筆記者を決定し、通知します。
- (3) 派遣当日、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

5 その他

- (1) 手話通訳者・要約筆記者は指名できません。
- (2) 派遣は愛知県内に限り、1日8時間以内とします。
- (3) 派遣の根拠となる書類の提出をお願いする場合があります。
- (4) 利用希望日の7日前までに申請できない場合は、派遣できない場合があります。

52 声の広報

担当：福祉課

「広報へきなん」の内容をCDに録音し、毎号ご自宅にお届けします。(返送は不要)

1 対象者

碧南市在住の視覚障害者

2 利用料

無料（郵送料も無料）

3 申請に必要なもの

身体障害者手帳

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- (2) 郵送先等確認後、利用が開始されます。

5 その他

郵送先はご自宅のみ可能です。勤務先等に郵送することはできません。

53 自動車運転免許取得費助成

担当：福祉課

身体に障害のある方が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に必要な経費の一部を助成します。

1 対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で、以下のいずれにも該当する方

- (1) 就労、通院、通学等のために普通自動車運転免許を取得しようとする方
- (2) 自動車教習所等において技能を習得し、免許を取得した方

2 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 自動車運転免許証
- (3) 自動車教習所等が作成した免許取得に要した費用を明らかにしたもの
- (4) 本人名義の預貯金通帳

3 申請の流れ

- (1) 免許取得後6ヶ月以内に、上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- (2) 審査のうえ、交付が適当と認められた場合は、助成金が支給されます。

4 助成金の額

免許を取得するために要した費用の額の3分の2以内の額（1,000円未満の端数は切り捨て）で、その額が10万円を超えるときは、10万円

5 その他

普通自動車運転免許取得のみ対象となります。

54 自動車改造費補助金

担当：福祉課

身体に障害のある方が、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合（本人運転の場合）や、自ら運転できない重度の障害者が改造された自動車を購入等する場合（介護運転の場合）に、必要な経費の一部を補助します。

1 対象者

(1) 本人運転の場合

身体障害者手帳をお持ちの方で道路交通法第91条の規定により、身体障害を理由としてその障害内容に応じて免許に必要な条件が付されている場合

(2) 介護運転の場合

身体障害者手帳が下肢又は体幹機能障害等級の1級又は2級に該当する方で、手帳記載の障害が原因により車いすを常時利用する場合

2 申請に必要なもの

(1) 身体障害者手帳

(2) 自動車運転免許証

(3) 自動車検査証（自動車検査証記録事項）

(4) 改造の箇所及び経費を明らかにした見積書及びそのカタログ（図面）等

(5) 本人名義の預貯金通帳

(6) 所得状況が確認できるもの（転入者のみ、課税証明等が必要となります。）

3 申請の流れ

(1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。

(2) 審査のうえ、交付が適当と認められた場合は、改造後、補助金が支給されます。

4 助成金の額

自動車の改造に要した費用の額（その額が10万円を超えるときは、10万円）

5 その他

(1) この補助金は、所得制限があります。所得制限の額は【34ページ 「28 手当、年金等の所得制限・併給制限」の所得制限額欄の「特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当」欄と同じです。

(2) 改造の対象は、免許の条件が付されている内容に準じて必要な改造ができます。

(3) 改造後の申請はできません。事前にご相談ください。

55 車いすの貸出し

担当：社会福祉協議会

病気、ケガ、旅行等で一時的に必要とする方に、車いすをお貸しします。

1 対象者

病気、ケガなどで一時的に車いすを必要とする碧南市在住の方
(長期的に車いすが必要な方で、介護保険のレンタル又は障害者の補装具費の給付を受けられる場合、そちらをご利用ください。)

2 申請先・問い合わせ先

碧南市社会福祉協議会 碧南市山神町8丁目35番地
電話 0566-46-3702
FAX 0566-48-6522

3 利用料

無料(ただし、貸出期間中の破損、パンク等の修理代は負担していただきます。)

4 貸出期間

1ヶ月以内で必要な期間

5 申請に必要なもの

申請書(社会福祉協議会窓口でお渡しします。)

6 申請の流れ

- (1) 社会福祉協議会で申請してください。
- (2) その場で車いすをお貸しします。

7 その他

- (1) 事前の予約は不要です。
- (2) 用意してある車いすは普通型車いすのみです。詳しくはお問合せください。
- (3) 車いすの運搬は、申請者に行っていただきます。

56 車いす専用車「ふれあい号」の貸出し

担当：社会福祉協議会

車いす利用者が、車いすに乗ったまま車に乗り込める車いす専用車「ふれあい号」の貸出を行っております。病気・ケガ・旅行等で一時的に必要とする方に、車いす専用車をお貸しします。

1 対象者

- (1) 碧南市内に住所を有する、車いす使用者または運転者
- (2) 市内の福祉団体及び福祉施設
- (3) その他、社会福祉協議会の会長が必要と認めた方

2 申請先・問い合わせ先

碧南市社会福祉協議会 碧南市山神町8丁目35番地
電話 0566-46-3702
FAX 0566-48-6522

3 利用者の負担

- (1) 燃料費等として走行距離30kmまで300円、30kmを越え10km毎に100円
- (2) 有料道路等の通行料、駐車料金等は利用者の負担となります。

4 貸出期間

原則として4日以内です。

5 申請に必要なもの

運転者全員の運転免許証

※運転手は、運転経験1年以上の方をご自分で確保してください。

6 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、社会福祉協議会で申請してください。
- (2) 手続き完了後、車いす専用車をお貸しします。初めて利用される時は、使い方のご説明をいたします。時間に余裕を持ってお越しください。
- (3) 利用終了後、利用料金の精算をします。次の方のためにきれいにご使用ください。場合によっては掃除等をしていただくことがあります。
※貸出及び返却は、土・日・祝日、年末年始を除く平日午前8時30分から午後5時までの間に社会福祉協議会事務所で受付しています。

7 その他

- (1) 利用日の属する月の2ヶ月前から電話にて予約することが出来ます。なお、一度に2回分の予約ができます。
- (2) 車いす専用車は普通車（シエンタ）と軽自動車（ワゴンR、スパーシア）です。

57 駐車禁止等除外指定車標章

担当：警察署 交通課

駐車禁止等除外指定車標章を車両前面の見やすい箇所に掲出して駐車することで、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外をして、身体等の障害により歩行が困難な方が、病院等への通院や日常生活活動の買い物等に際し、駐車可能な場所から目的地への移動において、身体的な苦痛を軽減するためのものです。

1 申請先・問い合わせ先

碧南警察署 交通課 碧南市松本町26番地1

電話 0566-46-0110

2 申請に必要なもの

※障害の程度によって必要なものが変わります。申請前に問い合わせください。

(1) 障害者手帳等(原本)及びその写し

※写しには、手帳に記載された「写真・氏名等」、「障害名とその等級」及び「現住所」を載せてください。

(2) 必要に応じて指定医の「意見書」、「診断書」等

(3) 代理人が申請する場合は、対象者との関係を証明する書類（※原則親族に限る）

(4) 更新・再交付（住所変更、汚損等）の場合は、既存の駐車禁止等除外指定車標章

3 対象者

手帳種別及び障害の区分		障害の等級	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から4級の1（4級の2）	
	聴覚障害	2級又は3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1又は2級の2	
	下肢不自由	1級から4級までの各級（下肢不自由5級の障害を2以上有する方）	
	体幹不自由	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合は除く。）
		移動機能	1級又は2級（3級、4級）
	心臓、呼吸器、免疫機能障害		1級から3級までの各級（4級）
	じん臓、ぼうこう、直腸、小腸機能障害、肝臓		1級から3級までの各級
療育手帳		A判定	
精神障害者保健福祉手帳		1級	

※ 「障害の等級」とは身体障害者手帳の障害名欄に記載された個々の障害の等級を示します。「身体障害者等級表による等級」ではありません。

※ 新規の申請で（ ）記載の障害等級の方は、指定医の「意見書」「診断書」等が必要です。なお、既に交付を受けている方で「更新、再交付」の場合は、不要です。

58 郵便等による不在者投票等

担当：行政課

18歳以上の日本国籍をお持ちの方には、選挙権が与えられています。

障害により、投票日当日に選挙の投票所へ行けない方で施設に入所中の方については、各施設で不在者投票ができる場合があります。また、郵便等による不在者投票等の制度もあります。

1 申請先・問い合わせ先

碧南市選挙管理委員会（碧南市役所 行政課内）

電話 0566-95-9868

FAX 0566-48-0107

2 郵便等による不在者投票

選挙の際、自宅で投票し、郵便等でこれを送ることが認められています。

(1) 対象者

ア 身体障害者手帳

両下肢、体幹又は移動機能の障害等級が1級又は2級

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害等級が1級又は3級

免疫、肝臓の障害等級が1級から3級まで

イ 戦傷病者手帳

両下肢又は体幹の障害等級が特別項症から第2項症まで

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害等級が特別項症から第3項症まで

ウ 要介護者

介護保険法による要介護者であって、被保険者証に要介護5と記載されている人

(2) 申請の流れ

ア 選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、選挙人自身が署名（点字によるものを除く。）をした郵便等投票証明書交付申請書に前記事項を証明する書類（手帳又は被保険者証）を添えて申請します。

イ 申請を受理した市町村選挙管理委員会の委員長は、郵便等投票を行うことができると認めるときは、申請者に対して、郵便等投票証明書を郵送します。なお、郵便等投票証明書の有効期間は7年間（要介護者については被保険者証に記載されている有効期間）です。

(3) 投票の手順

ア 投票日の4日前までに関係市町村選挙管理委員会へ郵便等投票証明書を提示して投票用紙等の交付を請求します。

イ 投票用紙等は選挙人の所へ郵送されるので、記載のうえ市町村選挙管理委員会へ郵送します。

第7章 社会参加の促進

ウ 郵便等による不在者投票において本人が投票用紙に記載できない場合、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙に記載する制度（代理記載といいます。）があります。この代理記載の届出ができる人は次に該当する人です。

(ア) 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている人

(イ) 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの記載がされている人

3 不在者投票指定施設

不在者投票指定施設（病院又は老人ホーム等）に入院、入所中の人についても、施設長に不在者投票がしたい旨を申し出れば、その施設で不在者投票をすることができます。

◆碧南市内で不在者投票できる施設（順不同）

小林記念病院、碧南市民病院、加藤病院、新川中央病院、老人保健施設ひまわり、老人保健施設向陽、碧南市養護老人ホーム、特別養護老人ホーム川口結いの家、特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑、特別養護老人ホームひまわり

4 点字等による投票等

視覚障害者の方等は、投票所（期日前投票等を含む）において、点字投票が出来ます。投票所では、車いすのままでも投票しやすいように低い記載台を用意しているところもあります。その他、選挙に関することは、上記までお尋ねください。